南陽市指定下水道排水設備工事店申請の手続きについて

南陽市上下水道課

1　提出書類について（それぞれ2部作成してください）

(1)南陽市指定下水道排水設備工事店指定申請書

　（1部を上下水道課の控えとし、もう1部は後日返却します。）

※法人について役員名を記入するにあたっては必ず登記簿上の役職を記入してください。

(2) 誓約書（法人については代表者のもの）

(3) 履歴書及び身分証明書（法人の場合はその代表者）

(4) 住民票の写し又は外国人登録証明書（法人の場合は定款及び登記簿謄本）

(5) 責任技術者証の写し

(6) 所有設備機器材調書（別記様式第６号）

(7) 納税及び資産証明書

(8) 従業員名簿（別記様式第７号）

(9) 営業所の位置図・平面図

(10)設備機器材調書に記載してある器材の写真

(11)会社の写真（外観と事務所内、社名看板）

(1)(2)(6)(8)は原本2部、(3)(4)(7)は2部のうち1部（返却用）は写しでもよい

2　関係書類提出後について

上下水道課の担当者が提出書類の審査後、必要に応じ事業所の実態調査を行います。

その後に指定店証を交付いたします。

3　登録手数料について

新規指定店となった場合は、指定店証交付時に登録手数料として１万円をいただいております。交付式の日時は審査後となりますので、別途御連絡いたします。

担当

　〒999-2292

　　山形県南陽市三間通436番地の1

　　南陽市上下水道課給排水係

　　電話　0238-40-8845（直通）